

墨田区歩きスマホによる 事故等の防止対策の推進 に関する条例

逐条解説

令和4年3月
墨田区議会

目 次

前 提	この条例の位置付けについて	1
第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	区の責務	3
第4条	財政上の措置	3
第5条	区民等の役割	4
第6条	事業者の協力	4
第7条	関係行政機関の協力	4
第8条	委任	5
付 則		5

◆前提◆

この条例は、「墨田区安全で安心なまちづくり条例（平成17年墨田区条例第5.4号）」の特別法として位置付けています。

（目的）

第1条 この条例は、歩きスマホによる他者の通行又は利用の妨げとなる行為（以下「歩きスマホによる妨害行為」という。）が深刻な事故等を引き起こす危険性の高い行為であることに鑑み、当該事故等の防止のための対策に関し、区の責務並びに区民等、事業者及び関係行政機関の役割を明らかにするとともに、当該対策の基本となる事項を定めることにより、当該対策を推進するとともに、区民等が安心して快適に通行し、又は利用することができる公共の場所を確保し、もって安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、歩きスマホ行為を一律に禁止するものではなく、歩きスマホによる妨害行為の危険性に鑑み、当該行為により発生するおそれがある事故等を防止するための啓発を目的とした条例です。

「事故等」とは、交通事故だけではなく、交通事故として扱われない人対人の接触に伴う事故を含みます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区内に在住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する個人をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、河川敷、広場その他の公共の用に供される場所をいう。
- (5) スマホ等 スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット又はこれらに類する携帯電話装置若しくは画像表示用装置をいう。
- (6) 歩きスマホ スマホ等を操作し、又は画面を注視しながら歩行することをいう。

【解説】

本条は、この条例で使用する用語の定義を総則的に規定しています。

第1号	滞在	在勤、在学、観光、買い物等で区内に一定時間滞在することを指します。
第4号	その他の公共の用に供される場所	区、都又は国が所有し、設置し、又は管理する駐車場、自転車駐車場、通路、水路等の施設及びこれらの敷地を指します。
第5号	画像表示用装置	ゲーム機、カメラ、パソコン、テレビ、映像再生機、電子書籍等の画像を表示する機能を有する機器等を指します。
第6号	操作	電話機能を用いた通話、音声再生機能を用いた音楽鑑賞、障害者用アプリの操作等は、含まれません。
	歩行	道路交通法で歩行者として扱われる者の移動（車いす等に乗って移動すること等）が含まれます。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、歩きスマホによる妨害行為に起因する事故等の防止について広報、啓発その他区民の理解と協力を促進するための必要な施策を推進するものとする。

2 区は、前項の施策の推進に当たっては、区民等、事業者及び関係行政機関と協力を図り、当該施策の効果を最大限に発揮することができるよう努めるものとする。

【解説】

区は、この条例の目的を達成するために、次の責務を負います。

- ① 歩きスマホによる妨害行為に起因する事故等の防止に係る広報、啓発等の施策を行うこと。
- ② ①の施策を推進するために、区民等、事業者及び関係行政機関と協力を図り、施策の効果を最大限発揮することができるよう努めること。

(財政上の措置)

第4条 区は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、第3条の施策を推進するために必要な財政面における区の責務を規定しています。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、公共の場所において歩きスマホによる妨害行為を行わないよう努めるものとする。

2 区民等は、公共の場所におけるスマホ等の操作に当たり、他者の通行又は利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行うよう努めるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、区民等は、第1条の目的を達成するため、第3条の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

区民等については、歩きスマホの行為主体となり得るため、次のことを求めています。

① 公共の場所において歩きスマホによる妨害行為を行わないよう努めること。

② スマホの操作は、他者の通行又は利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行うよう努めること。

併せて、区が推進する施策に協力するよう努めることも区民等の役割としています。なお、「立ち止まった状態」には車いす等に座っている方が移動を停止している状態も含まれます。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、第1条の目的を達成するため、歩きスマホによる妨害行為に起因する事故等の防止のための対策に係る活動を推進するよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業者は、第1条の目的を達成するため、第3条の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者については、区内で事業活動を行う者として、可能な限り、主体的に事故防止対策を講ずることと区が推進する施策に協力することを求めています。

(関係行政機関の協力)

第7条 関係行政機関は、第1条の目的を達成するため、第3条の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

関係行政機関が管理する場所における歩きスマホについては、各関係行政機関の管理権の中で対応することが望ましいと考えられますが、区の区域内を管轄する関係行政機関については、区が推進する施策に協力することを求めています。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定めます。

なお、墨田区規則については、必要に応じて区長が定めることとなります。

付 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例については、この条例の施行状況を検証し、その改善に努めるとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

【解説】

この条例は、令和4年10月1日から施行します。また、歩きスマホを取り巻く環境については、技術の進歩、社会情勢等に伴う変化が予想されることから、時勢に合うよう、適時、条例の内容を見直すために、第2項として「検討条項」を設けています。